（受付番号：　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（様式１-１）

参　加　申　込　書

（業務名）令和６年度電気工事士セミナーに関する業務

標記業務に係る優先交渉権者選定に係る企画提案競争への参加を申し込みます。

なお、実施要領に規定されている参加資格を満たしていることを誓約するとともに、当該誓約に違反があった場合には、一方的に審査手続きから除外されても異議ありません。

年　　月　　日

豊中市長（あて）

　　応募グループ名

申込者 所在地：

商号又は名称：

代表者職・氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　 印

電話番号：

統括責任者 所 属：

役職・氏名：

　　　　　　　　　 電話番号：

 ＦＡＸ番号：

 Ｅ－ＭＡＩＬ：

# （受付番号：　　　　）　 　　　　 　（様式１-２）

　　年　　月　　日

**共同事業体結成届**

豊中市長(あて)

　令和６年度電気工事士セミナーに関する業務における応募に際して、次のとおり共同事業体を結成し、共同連帯責任をもって業務の遂行に当たることを届け出ます。

（代表構成員）

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（構成員）

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（構成員）

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※　共同事業体結成における協定書等の写しを添付すること。

（受付番号：　　　　）　 　　　　　 （様式１-３）

　　年　　月　　日

**委　任　状**

豊中市長（あて）

（代表企業）

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、上記の代表企業を代理人として定め、応募資格要件確認基準日から優先交渉権者の決定日まで、令和６年度電気工事士セミナーに関する業務に関する下記の権限を委任します。

（構成企業）

所在地

商号又は名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

権限　　　 1．上記事業の公募に関する参加表明について

2．上記事業の公募に関する辞退について

3．上記事業の公募に関する提案について

4．本市との連絡窓口について

※1　記載欄が不足する場合、適宜、欄を追加して記載すること。

※2　構成企業ごとに提出すること。

（受付番号：　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(様式２)

見積書

　年　　月　　日

豊中市長　（宛て）

　　　　　　　　　　　　　　　所　 在 　地：

　　　　　　　　　　　　　　　会社名：

　　　　　　　　　　代表者職・名：　　　　　　　　　　　　　印

（事業名）「令和６年度電気工事士セミナーに関する業務委託」

下記の通りお見積り申し上げます。なお、内訳は別紙のとおりです。

記

見積金額　金　　　　　　　　　　　　円

（消費税及び地方消費税を除く）

以上

**入札参加停止措置等状況調書**

（様式３）

年　月　 日

所在地

事業者名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

１．本市の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無

□ 公募開始日から過去３年以内に入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがない。

（→２．へ進む）

□ 公募開始日から過去３年以内に６か月未満の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

□ 公募開始日から過去３年以内に６か月以上の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

※ 措置の内容、期間及び終期がわかる書類を添付すること。

２．国又は他の自治体の入札参加停止措置又は入札参加除外措置の有無

□ 公募開始日から過去３年以内に入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがない。

（→３．へ進む）

□ 公募開始日から過去３年以内に６か月未満の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

□ 公募開始日から過去３年以内に６か月以上の入札参加停止措置又は入札参加除外措置を受けたことがある。

※ 措置の内容、期間及び終期がわかる書類を添付すること。

３．契約解除の有無（いずれか１つに☑）

□ 公募開始日から過去３年以内に本市から契約解除を受けたことがない。

□ 公募開始日から過去３年以内に本市から契約解除を受けたことがある。

※ 契約解除通知書の写しを添付すること。

４．書面での警告の有無（いずれか１つに☑）

□ 公募開始日から過去３年以内に本市から書面による警告を受けたことがない。

□ 公募開始日から過去３年以内に本市から不正又は不誠実な行為を理由として、書面による警告を受けたことがある。

※ 書面による警告の写しを添付すること。